

東員町公告第 52 号

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により東員町農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更しました。

なお、法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書はありませんでした。

「別冊」は省略し、東員町役場産業課に備えて縦覧に供します。

令和7年3月28日

東員町長 水谷 俊 郎

